

令和3年11月19日発行

I 令和4年4月から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成31年4月24日付け厚生労働省事務連絡）で周知されたとおり、新商品について3か月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

今般、令和4年4月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

○掲載URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「福祉用具」→「(参考) 福祉用具全国平均貸与価格・貸与価格の上限公表に係る関係通知等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）令和3年度」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 喀痰吸引等（特定行為）の業務を行うための事業者登録について

介護職員等がたんの吸引等の特定行為を行うためには、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に基づき、介護職員等が研修を受講し、都道府県から認定特定行為業務従事者の認定証の交付を受けると及び事業者が登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として登録を行うことの全てが必要です。

また、既に事業所登録をしている事業所であっても、特定行為を実施する従事者の変更・増減や実施できる特定行為が変更（たんの吸引のみの行為を登録していた事業所が経管栄養の行為も実施することになる等）になった場合などには、手続きが必要です。

手続きの詳細につきましては、下記問合せ先へのお問合せ又は長野県ホームページによりご確認ください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「介護職員等のたんの吸引等の実施について」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureiisha/service/jigyosha/kyuin.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2022 年 1 月 1 日 ～ 2022 年 1 月 31 日	2021 年 11 月 11 日 ～ 2021 年 12 月 10 日
2022 年 2 月 1 日 ～ 2022 年 2 月 28 日	2021 年 12 月 11 日 ～ 2022 年 1 月 10 日
2022 年 3 月 1 日 ～ 2022 年 3 月 31 日	2021 年 12 月 1 日 ～ 2022 年 2 月 10 日 ※申請予定者多数のため、2021 年 12 月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。
2022 年 4 月 1 日 ～ 2022 年 4 月 30 日	2022 年 2 月 11 日 ～ 2022 年 3 月 10 日
2022 年 5 月 1 日 ～ 2022 年 5 月 31 日	2022 年 3 月 11 日 ～ 2022 年 4 月 10 日
2022 年 6 月 1 日 ～ 2022 年 6 月 30 日	2022 年 4 月 11 日 ～ 2022 年 5 月 10 日
2022 年 7 月 1 日 ～ 2022 年 7 月 31 日	2022 年 5 月 11 日 ～ 2022 年 6 月 10 日
2022 年 8 月 1 日 ～ 2022 年 8 月 31 日	2022 年 6 月 11 日 ～ 2022 年 7 月 10 日
2022 年 9 月 1 日 ～ 2022 年 9 月 30 日	2022 年 7 月 11 日 ～ 2022 年 8 月 10 日
2022 年 10 月 1 日 ～ 2022 年 10 月 31 日	2022 年 8 月 11 日 ～ 2022 年 9 月 10 日
2022 年 11 月 1 日 ～ 2022 年 11 月 30 日	2022 年 9 月 11 日 ～ 2022 年 10 月 10 日

※令和3年(2021年)11月及び12月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係

電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様にご存知いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp